

令和 8 年度 4 月入学の資格要件について

4 月入学海外帰国生徒対象の入学選抜受検資格要件については以下の通りです。令和 8 年度東京都立高等学校入学選抜実施要綱・同細目からの抜粋ですので、全要件はそちらを参照してください。

なお、本校 IB コース合格者、他校 在京外国人生徒等対象入試の合格者は、本校 海外帰国生徒対象の入学選抜に出願できません。

海外帰国生徒（日本人校・現地校・インターナショナルスクール共通）の入学選抜受検資格は、以下の（1）から（4）の全てに該当する者。

- （1）平成 23(2011)年 4 月 1 日以前に出生した日本国籍の者で、出願時、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者。
- （2）都内に保護者（原則父母）※¹と共に居住している、または居住予定者。※²
- （3）令和 8(2026)年 3 月 31 日までにア、イ、ウのいずれかに該当する者。
 - ア 日本の中学校を卒業する見込みまたは卒業した。
 - イ 外国において 9 年生を修了する見込み又は修了した。
 - ウ 日本人学校を修了する見込み又は修了した。
- （4）保護者※³と共に連続した 2 年以上海外在住であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者。
 - ア 海外在住 2 年以上 3 年未満→帰国して 1 年以内（含 令和 7(2025)年 3 月 1 日以降帰国）
 - イ 海外在住 3 年以上 4 年未満→帰国して 2 年以内（含 令和 6(2024)年 3 月 1 日以降帰国）
 - ウ 海外在住 4 年以上 →帰国して 3 年以内（含 令和 5(2023)年 3 月 1 日以降帰国）

※ 1 保護者とは本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。（以下、本 HP において同じ）

※ 2 都内の中学校に在学している志願者で、やむを得ず保護者と別居している場合、別途メール（下記参照）にてお問合せください。

※ 3 保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外または都内に在住している場合に限る。

問い合わせ：東京都立国際高等学校 国際部 e-mail : internationaldept.kokusaihs@gmail.com